

第8回教育委員会

平成30年3月28日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

議案

議案第38号

大阪市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案

議案第38号

大阪市教育局公印規則の一部を改正する規則案

大阪市教育局公印規則（昭和36年大阪市教育局公印規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第4条の2」を「第4条の3」に改め、同条第2項中「前号」を「前項」に改め、同条第3項中「第1号」を「第1項」に改める。

別表第1中

「

教育委員会 教育長印	3の5	同	方 30	経済戦略 局用	経済戦略局 総務部総務 課長
---------------	-----	---	------	------------	----------------------

」

を

「

教育委員会 教育長印	3の5	同	方 30	経済戦略 局用	経済戦略局 企画総務部 総務課長
---------------	-----	---	------	------------	------------------------

」

に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市教育委員会公印規則 (抄)

(押印手続)

第6条 公印を押印しようとするときは、決裁文書及び押印を必要とする文書を、その者の属する課等(課並びに大阪市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和38年大阪市教育委員会規則第11号)第5条の2の規定及び学校以外の教育機関に関する規則(昭和32年大阪市教育委員会規則第11号) 第4条の2の規

第4条の3

定により設置される担当、所及びその長が課長級である学校以外の教育機関をいう。以下同じ。)に文書主任が置かれている場合は、当該文書主任を経て、押印しようとする公印の取扱責任者(取扱責任者が置かれていない場合は監守者。第3項において同じ。)に提示しなければならない。

2 前号の文書主任は、決裁文書の審査を行い、押印を必要とする文書と照合
前項

した上、当該決裁文書に審査を行った旨を記録しなければならない。

3 第1号の取扱責任者は、決裁文書の審査を行い、押印を必要とする文書と
第1項

照合した上、公印を押印し、当該決裁文書に公印押印済みの旨を記録しなければならない。

別表第1

名称	ひな型	書体	寸法	用途	監守者
省略	省略	省略	省略	省略	省略
教育委員会 教育長印	3の5	同	方 30	経済戦略局用	<u>経済戦略局総務部</u> 経済戦略局企画総 務課課長 務部総務課長
省略	省略	省略	省略	省略	省略

大阪市教育委員会公印規則の一部改正について

1 改正の理由

平成 30 年 4 月 1 日の組織改正により、公印 3 の 5 の監守者である経済戦略局総務部総務課長の補職名が変更となるため、当該公印の監守者を変更するとともに、必要な規定整備を行うため、規則の一部を改正する。

2 改正の内容

- ・教育委員会において、経済戦略局専用として使用している公印（公印 3 の 5）の監守者を変更する。（別表第 1）
- ・その他必要な規定整備を行う。

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

(参考)

学校以外の教育機関に関する規則（昭和 32 年大阪市教育委員会規則第 11 号）

(抄)

(担当の設置)

第 4 条の 3 教育長は、次条に規定する教育機関の分掌事務を処理する単位として、担当課長をリーダーとし、当該教育機関の所属員で構成されるグループを置くことができる。

2 前項の規定により置かれるグループは担当と称し、担当の名称には教育長が定める所管事務を冠するものとする。